

① 自宅を中心に利用するサービス

施設に通って利用する

施設に通ってリハビリをする

**要介護 1~5** 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。  
(利用するメニューによって費用が加算されます)

費用のめやす

【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	799円	7,986円
要介護 2	947円	9,463円
要介護 3	1,097円	10,961円
要介護 4	1,273円	12,723円
要介護 5	1,445円	14,442円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

**要支援 1・2** 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
  - 食事に関する指導など(栄養改善)
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。  
(利用するメニューによって費用が加算されます)

1カ月あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	2,166円	21,659円
要支援 2	4,219円	42,189円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

**要介護 1~5** **要支援 1・2** 地域密着型サービス  
認知症対応型通所介護  
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



費用のめやす

【7~8時間未満利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	907円	9,062円
要支援 2	1,012円	10,117円
要介護 1	1,047円	10,465円
要介護 2	1,161円	11,605円
要介護 3	1,275円	12,744円
要介護 4	1,389円	13,883円
要介護 5	1,503円	15,023円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

**理学療法士**: 日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

**作業療法士**: 日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

**言語聴覚士**: 音声・言語・聴覚に障害のある方に訓練や検査などを行います。

短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

**要介護 1~5** **要支援 1・2** 短期入所生活介護【ショートステイ】  
(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの費用のめやす  
【併設型の施設で多床室を利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	471円	4,705円
要支援 2	586円	5,855円
要介護 1	629円	6,287円
要介護 2	702円	7,015円
要介護 3	778円	7,775円
要介護 4	851円	8,503円
要介護 5	922円	9,220円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

**要介護 1~5** **要支援 1・2** 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】  
(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの費用のめやす  
【介護老人保健施設で多床室を利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	638円	6,374円
要支援 2	803円	8,025円
要介護 1	865円	8,642円
要介護 2	916円	9,154円
要介護 3	982円	9,812円
要介護 4	1,036円	10,355円
要介護 5	1,092円	10,920円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。  
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ)について	
従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。例えば、障害福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障害をお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

介護保険サービスの種類と費用